

令和2年4月17日

保護者各位

石垣市長 中山 義 隆  
〔公 印 省 略〕

石垣市「緊急事態宣言」による家庭内保育のお願いについて（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大防止についてご協力を頂き深く感謝申し上げます。

さて、本市の新型コロナウイルス禍により、4月16日に「緊急事態宣言」を発表することになりました。乳幼児保育家庭の市民皆様に対しては、島内の感染拡大を徹底的に抑え込む協力として、保育園等の登園自粛についても触れさせていただきました。

つきましては、保護者皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大の予防の取り組みとして、積極的な家庭内保育を行っていただきますようご理解とご協力よろしくお願いいたします。

記

1. 保育の実施について

- ①保育所等は保育が必要な乳幼児に対して保育を提供するという重要な役割を担っていることから、現時点においては保育施設に対して臨時休園の要請はしないとしています。
- ②乳幼児の保護者等で休業されている又は、仕事を休むことで家庭内保育が可能な家庭においては、積極的な家庭内保育をお願いします。

2. 臨時休園となる場合について

下記の状況となった場合、県と調整を行い石垣市で保育施設・地域の臨時休園を検討します。

- ①園児や保護者、職員が罹患した場合
- ②地域で感染が著しく拡大している場合

3. 登園自粛した場合の保育料及び副食費の減免について

感染拡大防止の取り組み及び経済対策として、認定こども園、保育所（園）等の登園自粛により家庭内保育を行って頂きました家庭に対しては、保育料の軽減を行い、副食費は保護者に代わって市が園に補助することで軽減する事になります。

詳細内容が決まり次第後日、文書にて発出いたします。

市民の皆さまには、大変ご苦勞・ご不便をおかけしますが、皆さまの生命・健康、暮らしを守るため、何とぞ引き続きのご協力をお願いいたします。